

児玉 康比古 議員



一問一答方式

- ①自治会のあり方
- ②公民館分館長のあり方
- ③豪雨災害時の避難

自治会のあり方について

問 令和3年度から、今後の自治会組織のあり方を審議会等で検討すると聞いているが、どのように開催し協議されるのか。

答 今年度を実施できなかった検討会議を立ち上げて検討する予定で、委員には自治会連絡会議や公民館長会の代表者、学識経験者など約15名に委嘱し、検討会議は年4回程度想定しており、会議のほか地域づくりに関する講演会や先進地視察研

修も実施したいと考えています。

地域自治組織は合併後再編を重ねてきましたが、市との共同事業や自主的な活動に取り組み中、様々な課題が見えてきました。自治会長の皆様のお話からもうかがえるように、自分たちの地域は自分たちでつくっていくとの思いが大切であり、地域が自主的な取り組みを進めていける組織のあり方、また行政がどのように支援していくことが望ましいのか、そのような観点からしっかりと将来を見据えて取り組みたいと考えています。

豪雨災害時の避難について

問 防災計画ができていない地域の避難誘導体制をどのように把握されているのか。

答 避難行動要支援者対策として、市町村には要配慮者のうち災害発生時の避難に特に支援を要する方の名簿の作成が義務づけられ、大洲市でも避難行動要支援者名簿を作成し、申請のあった自主防災組織などに名簿情報を提供しています。これにより、各地域では役員内で情報把握に努めたり、支援体制の構築を

図ったりといった対応に取り組んでいます。しかし、現在の名簿情報では要支援者の情報など詳細な情報は分からないため、避難行動要支援者の方々の家族構成や障がい程度のなどをまとめた個別計画を作成し、その情報を自主防災組織などへ提供できるといった取り組みを現在進めています。

なお、要支援者の避難には共助が大変重要ですが、それは自主防災組織の役員の方が支援するということではありません。要支援者の家族や親戚、近所の方々が支援できることが重要であるため、個別計画にはあらかじめ支援者を検討し記載していただくこととしています。各自主防災組織には、地区防災計画で定められた要支援者の支援担当の方を中心に個別計画の支援者の欄に記載がなかった方に対する調整や個別計画を策定されていない方への作成支援や促しなどを担っていただき、支援体制の構築を図っていきます。

問 国が避難情報を見直しするが、市はどのように変更するのか。また、各自主防災組織代表者との研修会などを計画しないのか。

答 現在、自治体が発表する避難情報は、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の3つです。そのうち避難勧告と避難指示（緊急）は、災害の危険性を示す5段階の警戒レベルで同じ警戒レベル4に位置づけられており、自治体や住民から分かりにくいという声もありました。

そこで、内閣府ではその2つを一本化し、令和3年の通常国会で災害対策基本法を改正し、来年度からの運用を目指しています。内容は避難勧告を廃止して避難指示に一本化すること、その上で従来の避難勧告のタイミングで避難指示（緊急）を発令するとしており、法改正されれば本市でも同様の考え方で発令を行う予定です。

避難指示（緊急）への一本化は行われる予定ですが、避難を開始するタイミングは従来と同じですので、現時点では研修会などの開催は予定していませんが、広報やホームページなどへ掲載しその周知に努めたいと考えています。